○我孫子市創業支援補助金交付要綱

平成28年３月31日告示第77号

改正

令和元年６月14日告示第22号

令和２年３月26日告示第82号

令和２年５月14日告示第143号

令和３年３月16日告示第55号

令和３年３月16日告示第55号

令和４年３月29日告示第75号

我孫子市創業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内における新規事業の創出を促進し、産業の活性化及び振興を図るため、市内で創業する者に対し、予算の範囲内で交付する我孫子市創業支援補助金（以下「補助金」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　創業　次のいずれかに該当する場合をいう。

ア　事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ　事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

（２）　創業者　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　前号アに掲げる創業を行おうとする個人であって、申請年度内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

イ　前号アに掲げる創業を行った個人であって、開業の日から５年を経過していないもの

ウ　前号イに掲げる創業を行おうとする個人であって、申請年度内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

エ　前号イに掲げる創業により設立された会社であって、その設立の日から５年を経過していないもの

（３）　個人事業者　前号ア又はイに該当する者をいう。

（４）事業所等　事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時のものその他の設置が恒常的でないもの及び住居兼用のものを除く。）であって、その用途が都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、創業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　市内の事業所等を賃借して事業を行うこと。

（２）　我孫子市創業支援等事業計画に特定創業支援等事業として位置付けられた事業（以下「特定創業支援等事業」という。）による支援を受け、証明書の発行を受けていること。

（３）　次のいずれかに該当する者であること。

ア　個人事業者にあっては、実績報告までに市内に居住していること。

イ　会社にあっては、実績報告までに市内を本店所在地とした登記が行われていること。

（４）　市税を滞納していないこと。

（５）　営業に際し許認可が必要な場合は、当該許認可を取得し、又は創業までに取得する見込みがあること。

（６）　事業所等において２年以上継続して事業を行うことが見込まれること。

（７）　我孫子市商工会に入会すること。

（８）　事業所等の所有者と申請者との関係が別表第１に掲げる要件を満たしていること。

（９）　この要綱に基づく補助金又は事務所等の賃借に対する他の制度の補助金若しくは助成金等の交付を受けていないこと。

(10)　千葉県信用保証協会が信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第１項第１号の規定により行う保証の対象となる中小企業者であること。

(11)　暴力団員等（我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第７号。次号において「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。

(12)　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、

暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（会社その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員等であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(13)　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(14)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は、補助金の交付対象としない。

（１）　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

（２）　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費等）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間及び補助金額は、別表第２のとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する事業所等の賃貸借契約を締結したときは、速やかに我孫子市創業支援補助金（新規・継続）交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第２号及び第６号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

（１）　本市の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書

（２）　市税の滞納がないことを市長が証明する書類

（３）　事業計画書（様式第２号）

（４）　事業所等の賃貸借契約書の写し

（５）　事業所等の位置図及び平面図

（６）　住民票の写し（申請者が個人事業者の場合）

（７）　定款又はこれに準ずるもの（申請者が会社の場合）

（８）　登記事項証明書の写し（申請者が会社の場合）

（９）　個人事業の開廃業等届出書の写し（申請者が個人事業者の場合）

(10)　営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）

(11)　我孫子市商工会に入会したことを証明する書類の写し

(12)　その他市長が必要と認める書類

２　申請者が前項の交付申請書に前項第６号から第12号までの書類を添付することができないことについて、合理的な理由があると市長が認めたときは、申請者は、第９条の規定により最初に行う実績報告までに当該書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第６条　市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市創業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（年度を超える補助金の交付申請等）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、年度を超えて引き続き補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の決定があった年度の翌年度の４月20日までに、交付申請書を市長に提出しなければならない。

２　前条の規定は、前項の補助金の交付の決定に係る手続について準用する。

（申請内容の変更等）

第８条　交付決定者は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき又は第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに我孫子市創業支援補助金に係る事業変更・中止申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市創業支援補助金に係る事業変更・中止承認通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助金の交付対象となる事業所等の賃借料の支払について、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、市長に実績を報告しなければならない。

（１）　補助金の交付を１年度に１回で受けようとする場合　補助金の交付の決定があった年度

（次号において「交付決定年度」という。）の翌年度の４月20日

（２）　補助金の交付を１年度に２回に分けて受けようとする場合

ア　４月分から９月分まで　交付決定年度の10月20日

イ　10月分から翌年３月分まで　交付決定年度の翌年度の４月20日

２　交付決定者は、前項の規定による報告のほか、補助事業が完了したときは、未報告の事業所等の賃借料の支払について、補助事業が完了した日から20日以内に、市長に実績を報告しなければならない。

３　前２項の規定による報告は、我孫子市創業支援補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第２号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

（１）　賃借料の支払を証明する書類の写し

（２）　住民票の写し（申請者が個人事業者で交付申請時に市内に居住していない場合）

（３）　定款又はこれに準ずるもの（申請者が会社で交付申請時に創業していない場合）

（４）　登記事項証明書の写し（申請者が会社で交付申請時に創業していない場合）

（５）　個人事業の開廃業等届出書の写し（申請者が個人事業者で交付申請時に創業していない場合）

（６）　営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が交付申請時に許認可を取得していない場合）

（７）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条　市長は、前条第３項の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市創業支援補助金確定通知書（様式第７号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第11条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市創業支援補助金交付請求書（様式第８号）により、市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第12条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（事業状況報告）

第13条　交付決定者は、補助事業が完了した年度の翌年度から５年間、補助金の交付の対象となった事業の状況について、毎年５月末日までに我孫子市創業支援補助金事業状況報告書（様式第９号）により市長に報告しなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月14日告示第22号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の我孫子市創業支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月26日告示第82号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月14日告示第143号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和３年３月16日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和４年３月29日告示第75号）

この告示は、令和４年４月1日から施行する。

別表第１（第３条関係）

事業所等の所有者の区分	申請者（賃借人）の区分	要件
法人	個人	１　申請者と事業所等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族（配偶者又は２親等

		以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。）でないこと。 2　申請者と事業所等を所有する法人が雇用関係にないこと。
	会社	1　申請者である会社の代表者と事業所等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2　事業所等を所有する法人と申請者の代表取締役が雇用関係にないこと。
個人	個人	1　申請者と事業所等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2　申請者と事業所等の所有者が雇用関係にないこと。
	会社	1　申請者である会社の代表者と事業所等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2　申請者である会社の代表者と事業所等の所有者が雇用関係にないこと。

別表第２（第４条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助金額	
事業所等の賃借料（賃貸借契約上の月額賃料をいい、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）	補助金の交付の決定日の属する月の翌月から１年間	市域西側地区	補助対象経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、月額４万円を限度とする。
		市域東側地区	補助対象経費に２分の１を乗じて得た額。ただし、月額５万円を限度とする。

備考

１　算出した補助金額（月額）に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

２　市域東側地区は次のとおりとし、その他の地区を市域西側地区とする。都部、都部新田、湖北台１丁目～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野１丁目～４丁目、南新木１丁目～４丁目、布佐酉町、布佐１丁目、布佐、布佐平和台１丁目～７丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田

様式第１号（第５条、第７条関係）

我孫子市創業支援補助金（新規・継続）交付申請書

令和　　年　　月　　日

我孫子市長あて

所在地（住所）
会社名（屋号）
代 表 者 氏 名
電　話　番　号

我孫子市創業支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、我孫子市創業支援補助金交付要綱第３条第１項第１１号から第１４号までに該当することを誓約します。

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行日	令和　　年　　月　　日
申請に係る物件の所在地	〒　　－
申請に係る物件での事業開始日	令和　　年　　月　　日
申請物件の賃借料	月額　　円（税抜）

市が保有する公簿等により確認できる書類は、次の同意書に記入することにより、添付を省略することができます。

同意書

私は、我孫子市創業支援補助金の交付を受けるに当たり、私に係る次の書類の情報について、市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意します。

１　申請者が会社の場合

市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないことを市長が証明する書類

２　申請者が個人の場合

住民票の写し及び市税（個人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないことを市長が証明する書類

申請者（代表者）氏名

様式第２号（第５条関係）

事業計画書

１　申請者（会社の場合は代表者）概要

ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日
住所	〒		
電話番号		ＦＡＸ	
E-mail			
職歴			

２　事業概要

会社名（屋号）			
事業所所在地	〒		
申請者区分 （該当する区分の番号を丸で囲んでください。）	１　事業を営んでいない個人であって、申請年度内に個人事業者として新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの ２　創業を行った個人であって、開業の日から５年を経過していないもの ３　事業を営んでいない個人であって、申請年度内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有するもの ４　事業を営んでいない個人が設立した会社であって、その設立の日から５年を経過していないもの		
開業・会社設立日（予定）		資本金	円
主たる業種 （日本標準産業分類細分類）			
従業員数 （申請期間中の見込み）	名 （内訳：正社員　　人　パート・アルバイト　　人）		

■事業の具体的な内容(商品・サービスの概要や提供手法等)

■事業の動機・きっかけ及び将来の展望

■事業に関連して有する知識、経験、人脈等

■売上・利益等の計画

		補助事業年度 （千円） 年　月　日 ～　年　月　日	次年度 （千円） 年　月　日 ～　年　月　日	次々年度 （千円） 年　月　日 ～　年　月　日
売上高①				
売上原価②				
経費	人件費			
	家賃			
	支払利息			
	その他			
	合計③			
利益 ①－②－③				
積算根拠				

様式第１号（第５条、第７条関係）

我孫子市創業支援補助金（新規・継続）交付申請書

令和　　年　　月　　日

我孫子市長あて

所在地（住所）
会社名（屋号）
代 表 者 氏 名
電　話　番　号

我孫子市創業支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、我孫子市創業支援補助金交付要綱第３条第１項第１１号から第１４号までに該当することを誓約します。

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行日	令和　　年　　月　　日
申請に係る物件の所在地	〒　　－
申請に係る物件での事業開始日	令和　　年　　月　　日
申請物件の賃借料	月額　　円（税抜）

市が保有する公簿等により確認できる書類は、次の同意書に記入することにより、添付を省略することができます。

同意書

私は、我孫子市創業支援補助金の交付を受けるに当たり、私に係る次の書類の情報について、市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意します。

１　申請者が会社の場合
　市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないことを市長が証明する書類

２　申請者が個人の場合
　住民票の写し及び市税（個人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないことを市長が証明する書類

申請者（代表者）氏名

様式第３号（第６条、第７条関係）

我孫子市創業支援補助金交付（不交付）決定通知書

我孫子市指令（　）第　　号
令和　　年　　月　　日

様

我孫子市長　　印

令和　　年　月　日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

１　交付する。

補助対象物件所在地		
事業所等賃借料	補助対象経費	円（月額）
	補助金額	円（月額）
	交付対象期間	令和　　年　　月から令和　　年　　月まで
	交付決定額	円
	交付予定時期	
交付条件		

※上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請を取り下げてください。

２　交付しない。

理由	

様式第４号（第８条関係）

我孫子市創業支援補助金に係る事業変更・中止申請書

年　　月　　日

我孫子市長あて

会社名（屋号）
代表者氏名

我孫子市創業支援補助金に係る事業について、次のとおり（変更・中止）したいので申請します。

<table>
<tr><td>指令年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>指　令　番　号</td><td>我孫子市指令（　　）第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象物件所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更・中止の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更事項（変更の場合）</td><td colspan="2">（変更前）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（変更後）</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更・中止年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類
（変更内容が分かる書類）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第５号（第８条関係）

我孫子市創業支援補助金に係る事業変更・中止承認通知書

令和　　年　　月　　日

様

我孫子市長　　印

令和　　年　月　日付けで申請のあった我孫子市創業支援補助金に係る事業の変更・中止について、次のとおり承認したので通知します。

<table>
<tr><td>指令年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>指　令　番　号</td><td>我孫子市指令（　　）第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象物件所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更事項（変更の場合）</td><td colspan="2">（変更前）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（変更後）</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更・中止年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

様式第６号（第９条関係）

我孫子市創業支援補助金実績報告書

年　　月　　日

我孫子市長あて

会社名（屋号）
代表者氏名

我孫子市創業支援補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

指令年月日	年　月　日	指令番号	我孫子市指令（　　）第　　号
補助対象物件所在地		〒 我孫子市	
実績報告期間		年　月から　　年　月まで	
補助対象経費		円（月額）	
添付書類		１　賃借料の支払を証明する書類の写し （領収書、預金通帳、振込通知等） ２　その他（　　）	

様式第７号（第１０条関係）

我孫子市創業支援補助金確定通知書

令和　　年　　月　　日

様

我孫子市長　　印

令和　　年　月　日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

指令年月日	年　月　日	指令番号	我孫子市指令（　）第　号
補助対象物件所在地			
補助対象経費		円（月額）	
補助金額		円（月額）	
交付対象期間		令和　年　月から令和　年　月まで	
交付決定額		円	
実績報告期間		令和　年　月から令和　年　月まで	
交付確定額		円	

様式第８号（第１１条関係）

我孫子市創業支援補助金交付請求書

年　　月　　日

我孫子市長あて

会社名(屋号)：
代表者名：　　㊞

次のとおり補助金の交付を請求します。

<table>
<tr><td>指令年月日</td><td>年　月　日</td><td>指令番号</td><td colspan="3">我孫子市指令（　）第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象物件所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付決定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付確定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">既交付額</td><td colspan="4">年　月　日交付　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">今回交付請求額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">未交付額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="4">１　我孫子市創業支援補助金確定通知書の写し
２　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込先</td><td>金融機関名</td><td></td><td>支店名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td></td><td>区分</td><td colspan="2">１　普通　２　当座</td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第９号（第１３条関係）

我孫子市創業支援補助金事業状況報告書

年　　月　　日

我孫子市長あて

会 社 名（屋 号）
代 表 者 氏 名

我孫子市創業支援補助金交付要綱第１３条の規定により、　年　月末日現在の事業状況を次のとおり報告します。

１　補助金の交付を受けた年度　　年度

２　現在の事業の状況　（□欄は該当するものにチェックをすること。）

□　事業を継続している。

□　事業内容を変更（拡大）した。

（新事業内容　　変更（拡大）理由　　変更時期　　）

□　移転した。（理由　　移転先住所　　）

□　事業を譲渡した。（理由　　譲渡先名称　　）

□　廃業（休業）した。（理由　　廃業（休業）日　　）

□　その他（　　）

３　直近１年間の売上高及び純利益

売上高　　円　　純利益　　円

４　報告時点の雇用の状況

（１）正社員である従業員の数　　人

（２）正社員以外の従業員の数　　人

５　現状の課題と今後の見通し